

医師の働き方改革(追加的健康確保措置)チェックリスト(医科診療所のみ)

診療所内において医師の働き方改革にかかる取り組み(面接指導、就業上の措置)が適切に実施されているかを点検するためのチェックリストです。

まず、下記の質問事項にて本チェックリストの提出対象かどうか確認をお願いします。歯科診療所は提出対象外です。

Q.管理者以外に常勤医師が在籍していますか？

- ☐ 管理者以外に常勤医師が在籍している。 → **チェックリスト提出対象**
☐ 管理者以外に常勤医師が在籍していない。 → **チェックリスト提出対象外 (返送不要)**

チェックリスト提出対象の医療機関様につきましては、自己点検欄に、次の区分で該当する記号を記入してください。
 (チェックリスト記入要領)

記号 摘要

- 適正に実施している。
 △ 一部不適: ほぼ適正であるが、一部不適な部分がある。
 × 不適: 一部は実施しているが、不十分な場合を含む。
 — 該当なし

参考 厚生労働省ホームページ(医療法第25条第1項に基づく立入検査について)

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

番号	調 査 項 目		
1	時間外・休日労働時間が、月100時間を超えることが見込まれる医師がいるか。(労働時間は同診療所外での勤務も含む)		はい・いいえ
上記設問が「いいえ」の場合は、以下の設問への回答は不要です。(返送も不要です。)			
番号	調 査 項 目	自己点検	調査結果
	面接指導・就業上の措置		
	(1) 面接指導を実施していることの確認		
1	面接指導の実施年月日が記載されているか。		
2	面接指導対象医師の氏名が記載されているか。		
3	面接指導を行った面接指導実施医師の氏名が記載されているか。		
4	面接指導対象医師の勤務、睡眠、疲労の蓄積、心身の状況が記載されているか。		
5	時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されているか。		
6	面接指導実施医師の研修修了証書があるか。		
7	面接指導実施医師が当該医療機関の管理者になっていないか。		
	(2) 就業上の措置が実施されているかの確認		
1	面接指導対象医師の面接指導結果及び意見書に措置の可否や措置の内容が記載されているか。		
	(3) 労働時間短縮の措置		
1	月の時間外・休日労働時間が155時間を超えていた場合、労働時間短縮のための必要な措置の内容が記載されているか。		

医療機関名

名古屋市